

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における
地域クラブ活動試行事業 実施要領

1 目的

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっている現状がある中、国では公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。江東区においても、これらの社会的情勢を踏まえて、部活動改革を進めていく必要がある。

本業務は、土日・祝日の地域クラブ活動の運営を学校外の団体に委託することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査するとともに、段階的な地域移行を進めるために実施するものである。

2 業務の概要

（1）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（2）履行期間

①令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

②令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

（3）事業規模（委託上限額）

①令和7年度 18,000,000円（税込）

項目ごとの上限額（税抜）

うち事務局人件費 : 7,000,000円

指導料 : 6,000,000円

指導者交通費 : 900,000円

事務局交通費 : 300,000円

研修経費・事務費 : 670,000円

法人管理費 : 項目ごとの提案額の合計10%以内

②令和8年度 15,500,000円（税込）

項目ごとの上限額（税抜）

うち事務局人件費 : 5,000,000円

指導料 : 6,000,000円

指導者交通費 : 900,000円

事務局交通費 : 300,000円

研修経費・事務費 : 660,000円

法人管理費 : 項目ごとの提案額の合計10%以内

なお、契約は年度ごとに行うこととし、令和8年度分は、予算議決によるものとする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 東京都内に本社または営業所等があること。
- (7) 直近 3 年以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に東京都または区市町村から提案業務と同種の業務を受託した実績があること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 7 年 4 月 3 日（木）～令和 7 年 5 月 2 日（金）
- (2) 質問受付期間
令和 7 年 4 月 3 日（木）～令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時まで
- (3) 質問回答日
令和 7 年 4 月 18 日（金）
- (4) 参加表明書・法人関係資料の提出期限
令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時厳守
- (5) 企画提案書等提出期限
令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時厳守
- (6) 第 1 次審査
令和 7 年 5 月中旬
- (7) 第 2 次審査
令和 7 年 6 月上旬～中旬
- (8) 最終選定結果通知
令和 7 年 6 月中旬～下旬

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和 7 年 4 月 3 日（木）～令和 7 年 5 月 2 日（金）
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ア 質問受付期間：公募開始～令和7年4月16日（水）午後5時まで
- イ 質問方法：質問書【様式2】を電子メールにより下記担当部署まで提出
- ウ 回答日時：令和7年4月18日（金）
- エ 回答方法：質問への回答は江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) に
掲示し、個別の回答は行わない

(3) 応募書類の提出

- ア 提出期限：参加表明書・法人関係書類（6（4）～（6））
・・・令和7年4月25日（金）午後5時厳守
企画提案書等・・・令和7年5月 2日（金）午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）
※持込み先は、「10 担当部署」を参照

6 応募書類

(1) 参加表明書【様式1】・・・1部

(2) 企画提案書（任意様式）・・・正本1部、副本8部

- ・「(別紙) 提案事項」の内容を必ず含んだものを作成すること。
- ・正本には【様式4】、副本には【様式5】の表紙をつけること。
- ・A4 縦版・横書き・両面印刷 20 ページまで（但し表紙は含まない。）
- ・文字のサイズ、フォント及び印刷方法（白黒・カラー）は指定しない。
- ・図や表の挿入は可。

※副本については、社名、担当者名等、提案者名が特定できる表現を記載しないこと。また、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 価格提案書（見積書）・・・1部

- ・「2 業務の概要（2）履行期間」に記載の①・②それぞれで作成すること。
- ・任意様式とする。
- ・あて先は「江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動試行事業選定委員会 委員長」宛で作成すること。
- ・金額は税抜で、仕様書に記載の項目ごとの金額、年間の合計額、内訳（単価×単位数）を記載すること。

(4) 定款またはこれに代わるもの・・・1部

(5) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）・・・1部

※決算が確定している直近3年のもの

(6) 直近の納税証明書（法人税・法人事業税・消費税・地方消費税）・・・1部

※発行日から3ヶ月以内のもの

(7) 直近3年以内（令和4年度～令和6年度）の東京都または区市町村における

同種業務の受託実績が確認できる資料（契約書の表紙等）の写し・・・1部

※提出期限については、「4 スケジュール」のとおり

7 選定・評価方法

(1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 評価方法

企画提案書・価格提案書・ヒアリング及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、評価する。

①第1次審査

応募書類の書類審査を行い、合計点が高い順に最大3事業者を第1次審査通過事業者として選定し、第2次審査の対象とする。

審査結果は応募した全ての事業者に電子メールで連絡する。

第1次審査通過事業者には、第2次審査の実施日・実施方法をあわせて通知する。

②第2次審査

第1次審査を通過した事業者によるプレゼンテーション（15分）及びヒアリング（10分）、応募書類により審査を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合合計点（第1次審査・第2次審査の合計）が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、第2次審査の評価点が高い事業者を候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合合計点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を郵送で通知する。また、契約締結後、下記項目において江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合合計点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 応募資格を満たさなくなった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式 3】により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (8) 本業務のうち、令和 8 年度分に係る予算額については、令和 8 年第 1 回区議会定例会における令和 8 年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

10 担当部署

江東区教育委員会事務局教育支援課部活動改革推進担当

所在地：〒135-0016 江東区東陽 2-3-6 教育センター2 階

T E L : 03-3647-9307 F A X : 03-6458-6087

E-mail : 582100@city.koto.lg.jp